

施策目標個票

(国土交通省26-⑭)

<p>施策目標</p>	<p>公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p>	
<p>施策目標の概要及び達成すべき目標</p>	<p>鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する</p>	
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 一部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標については目標を達成したため。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>【現状】 (大臣官房運輸安全監理官室) 経営トップの主体的な関与の下、現場を含む事業者が一丸となった安全管理体制の構築を目指し、国がその状況を確認して評価する運輸安全マネジメント評価については、対象事業者が9,564者であり、これまでに延べ6,570者に対して実施した。(平成27年4月1日時点) また、運輸安全マネジメント制度の理解向上を目的として、国が定期的を実施する運輸安全マネジメントセミナー及び、国が認定した民間機関等が実施するセミナーである認定セミナーを実施しており、これまでに延べ30,590人が受講した。(平成27年4月1日時点) またこれらの制度は、平成27年2月に閣議決定された交通政策基本計画にも位置付けられ、運輸安全マネジメント制度の更なる実効性向上や、全事業者への同制度のコンセプトの普及等、充実強化を図っており、運輸事業者における輸送の安全の取組が年を追うごとに充実してきている。 (鉄道) 指標75については、所要の予算の計上により耐震化は着実に進捗しているものの、平成27年度の目標達成が困難な可能性が高い。 また、指標76については、保安監査等の実施により目標を達成した。 (自動車) 指標77については、事業用自動車総合安全プラン2009の取組により、概ね目標に向けた推移を示している。 (海事) 指標78については、船舶の検査・監査等を通じたハード・ソフト両面からの安全対策や、ポートステートコントロールの強化等により目標を達成した。 また、指標79については、船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進等により、目標に向けた推移を示している。 (航空) 指標80については、国際標準に基づく航空保安対策に関する基準の策定等により目標を達成した。 また、指標81についても、航空会社に対する効果的な安全監査の実施等により目標を達成した。 【課題と今後の方向性】 (大臣官房運輸安全監理官室) 運輸安全マネジメント評価について、今後は、限られた行政資源の有効活用等により、貸切バスを含む中小の事業者に対する評価を着実に実施するとともに、大手・中堅事業者における安全管理の更なる実効性向上を図る。 また、運輸安全マネジメントセミナー及び認定セミナーの実施等により、制度の普及啓発を図り、運輸事業者の安全意識の更なる向上を目指す。 (鉄道) 主要ターミナル駅については、一時避難場所としての公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、引き続き耐震対策を推進する。 また鉄道運転事故件数に関しては、長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化する。 (自動車) 事業用自動車総合安全プラン2009の中間見直しによる施策の強化、追加等により指標のさらなる改善に取組む。 (海事) 商船の海難船舶隻数は長期的には減少傾向を示しているところであるが、平成26年については、平成25年からの海難の増加があるところ、引き続き、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導や船舶検査をはじめとし</p>

た各種施策を推進する。
 また、船員災害発生率については、平成25年度から第10次船員災害防止基本計画が始まっており、死傷災害発生率減少割合の鈍化等の第9次船員災害防止基本計画期間の問題等を踏まえ、引き続き取組を行う。
 (航空)
 ハイジャック及びテロの発生件数については目標値の0件を達成しており、今後も引き続きハイジャック・テロ対策を推進する。
 また国内航空における航空事故発生件数については、既に事故件数は低い水準にあり、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査等をはじめとした所要の措置を講じていく。

次期目標等への
 反映の方向性

公共交通等の安全確保のための各モードの取組の着実な実施により、目標達成状況については一部指標を除いて概ね順調であり、本施策が有効的に機能していると評価している。
 今後も引き続き公共交通の安全確保のために運輸安全マネジメント制度の充実、保安監査の強化等の諸施策を継続する。

業績指標	75 主要なターミナル駅の耐震化率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		89%	88%	89%	90%	92%	93%	B	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	76 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	初期値	実績値					評価	目標値
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		0人	0人	0人	0人	0人	0人	A	0人
	年度ごとの目標値		0人	0人	0人	0人	0人		
	77-① 事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故死者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		30年
		517人	490人	450人	466人	434人	421人	B	250人
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	77-② 事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	初期値	実績値					評価	目標値
		20年	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		30年
		56,305件	51,066人	49,085人	45,346人	42,425人	39,649人	A	30,000人
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
77-③ 事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20年	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		30年	
	287件	177件	151件	121件	126件	119件	A	0件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
78 商船の海難船舶隻数	初期値	実績値					評価	目標値	
	18～22年の平均	22年	23年	24年	25年	26年		27年	
	497隻	475隻	353隻	422隻	379隻	394隻	A	447隻以下	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
79 船員災害発生率(千人率)	初期値	実績値					評価	目標値	
	20～24年度の平均	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		29年度	
	11.0‰	10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰	集中中	A	9.6‰	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
80 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	14年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度	
	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A	0件	
年度ごとの目標値		0件	0件	0件	0件	0件			
81 国内航空における航空事故発生件数	初期値	実績値					評価	目標値	
	20～24年の平均	18～22年の平均	19～23年の平均	20～24年の平均	21～25年の平均	22～26年の平均		25～29年の平均	
	10.8件	10.4件	11.2件	10.8件	10.2件	9.6件	A	10件	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

関連指標	関6-① 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		-	-	-	39人	90人	130人	約150人	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	関6-② 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		-	-	-	134箇所	722箇所	833箇所	約150箇所	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	関7 鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年6月末
		82%	-	82%	87%	89%	94%	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	関8-① 鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年6月末
94%		-	94%	96%	98%	99%	100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
関8-② 鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年6月末	
	85%	-	85%	89%	94%	97%	100%		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	155,758	151,708	158,074	158,524	
	補正予算(b)	6,922	7,143	2,270	-	
	前年度繰越等(c)	5,280	6,387	3,432	-	
	合計(a+b+c)	167,961	165,237	163,775	158,524	
執行額(百万円)		143,748	154,185			
翌年度繰越額(百万円)		6,387	3,432			
不用額(百万円)		17,826	7,621			

担当部局名	大臣官房	作成責任者名	運輸安全監理官 (嘉村 徹也)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------	--------	--------------------	----------	---------

業績指標 75

主要なターミナル駅の耐震化率

評 価	
B	目標値：100%（平成27年度） 実績値：92%（平成25年度） 93%（平成26年度） 初期値：89%（平成23年度）

(指標の定義)

乗降客数が1日1万人以上の駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震化率

(目標設定の考え方・根拠)

中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄軌道事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

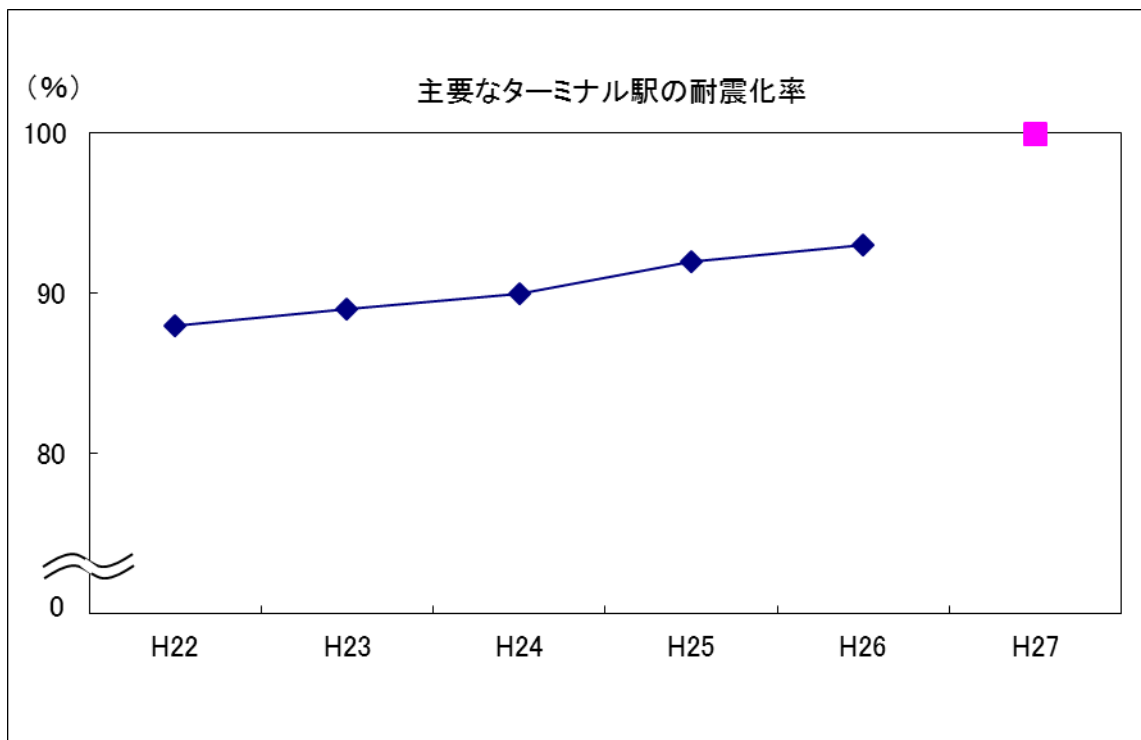
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H27
88%	89%	90%	92%	93%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

鉄道駅耐震補強事業（◎）

今後発生が予想される大規模地震に備え、複数路線が接続する等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急的実施を図る。

予算額：2,038百万円（平成25年度）の内数

3,690百万円（平成26年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度の実績値は、92%であり、平成26年度の実績値は93%である。

耐震補強の予算について、平成26年度当初及び補正予算、並びに平成27年度当初予算で所要の額を計上しており、耐震化は着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

平成25年度において、11事業者13駅の耐震補強について補助を実施した。

平成26年度において、8事業者12駅の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度の実績値は、92%であり、平成26年度の実績値は93%である。

耐震補強の予算について、平成26年度当初及び補正予算、並びに平成27年度当初予算で所要の額を計上しており、耐震化は着実に進捗しているものの、平成26年度の実績値は93%であり、平成27年度の目標達成が困難な可能性が高いため、Bとした。

一方、鉄道施設については、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、国土強靱化の観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、引き続き耐震対策を推進することが重要である。

このため、現行の社会資本整備重点計画の見直しに伴い、業績指標及び目標年度について見直しを行うこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 江口 秀二）

業績指標 7 6

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

評 価

A	目標値：0人（毎年度） 実績値：0人（平成25年度） 0人（平成26年度） 初期値：0人（平成18年度）
---	---

(指標の定義)

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

- ※1 鉄道の運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。
- ※2 軌道の運転事故とは、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

第9次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。

(外部要因)

自然災害

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

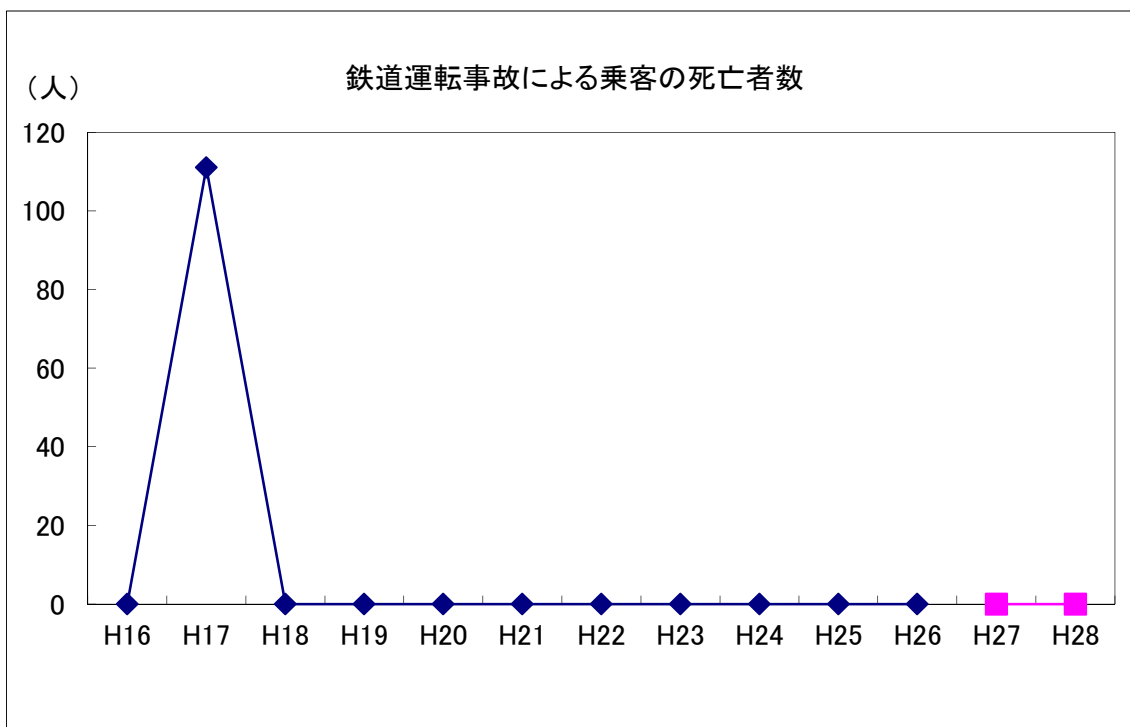
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日、中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
0人	0人	0人	0人	0人	0人



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 鉄道交通環境の整備
鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。
- 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。
- 事故原因等の究明
運輸安全委員会は、鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

- 運転保安設備等の整備
曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 1 7 年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死亡者数は 1 1 1 人に上ったが、平成 1 8 年度以降は乗客の死亡者数は 0 人となっており、進捗状況は順調といえる。

(事務事業等の実施状況)

- 主要駅や高架橋等の耐震対策の促進を図った。
- 平成 1 8 年度に改正した技術基準に基づき、曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、整備促進を図った。
- 鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査等を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について適切な指導を行った。
- 運輸安全委員会は、鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、平成 2 6 年度から、踏切遮断機が設置されていない踏切道における死亡事故について調査対象に追加した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死亡者数 0 人を示しており、A と評価した。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指す。

運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

なし

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官	(安全監理官	村田 義明)
関係課：鉄道局技術企画課	(課長	中山 康二)
鉄道局施設課	(課長	江口 秀二)
運輸安全委員会事務局総務課	(課長	野澤 和行)

業績指標 77

事業用自動車による事故に関する指標

(①事業用自動車による交通事故死者数②事業用自動車による人身事故件数③事業用自動車による飲酒運転件数)

評価

①B ②A ③A	目標値：①250人②30,000件③0件（平成30年） 実績値：①434人②42,425件③126件（平成25年） ①421人②39,649件③119件（平成26年） 初期値：①517人②56,305件③287件（平成20年）
----------------	--

(指標の定義)

- ① 事業用自動車が第1当事者の交通事故における死者数。
- ② 事業用自動車が第1当事者の交通事故における人身事故件数。
- ③ 事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数。

(目標設定の考え方・根拠)

平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめ、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

(目標)

- ① 10年間で死者数半減（平成20年517人を10年後に250人）
- ② 10年間で人身事故件数半減（平成20年56,305件を10年後に3万件）
- ③ 飲酒運転ゼロ

(外部要因)

交通量、事業者数、車両台数

(他の関係主体)

警察庁（事故・違反通報）

(重要政策)

【施政方針】

福島みずほ内閣府特命担当大臣談話（平成22年1月2日）「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す。」

【閣議決定】

平成23年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況（平成24年5月29日）「平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、各種取組を進めているところである。」

【閣決（重点）】

なし

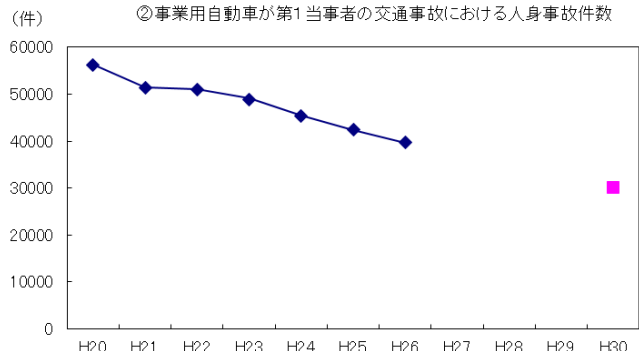
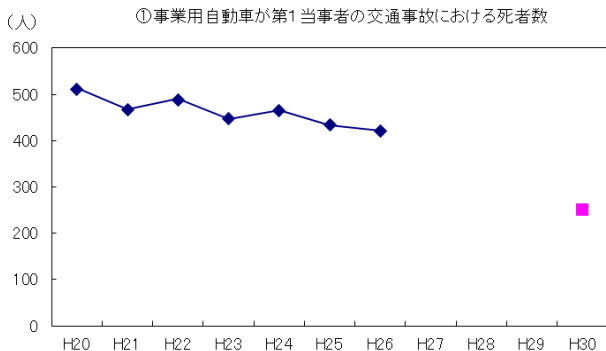
【その他】

なし

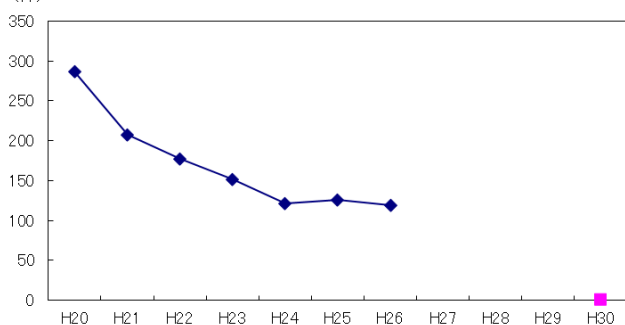
過去の実績値

(年)

	H22	H23	H24	H25	H26
①	490人	450人	466人	434人	421人
②	51,066件	49,085件	45,346件	42,425件	39,649件
③	177件	151件	121件	126件	119件



③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下を実施。【予算額：10.9億円（平成26年度）、11.2億円（平成25年度）】

- ・デジタル式運行記録計等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対する支援及び次世代運行管理・支援システムの検討
- ・衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術について一層の普及加速
- ・悪質違反・重大事故を引き起こした事業者に対し優先的に監査を実施する等の監査体制の強化
- ・自動車運送事業者に対する指導監督の充実
- ・国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について適切かつ確実な実施
- ・社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、「事業用自動車事故調査委員会」による事故の調査機能の強化
- ・運輸安全マネジメント制度の充実・強化し、評価実施回数の増加を図る

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①については過去の実績値によるトレンドから、目標値に対する実績値の推移は順調でないが、②③については各指標とも順調に減少傾向。

平成26年度の指標（実績値）は、①については、24年度に比べ45人減少、②については、引き続き減少（24年度より5,697件減少）、③については、25年度は24年度に比べ増加したが、再び減少に転じている。

(事務事業等の実施状況)

- ・事業用自動車総合安全プラン2009において、①安全体質の確立、②コンプライアンスの徹底、③飲酒運転の根絶、④より先進的なIT・安全技術の活用等を重点施策として掲げ、運輸安全マネジメントの更なる実効性向上、悪質事業者の徹底した排除、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性向上、衝突被害軽減ブレーキを始めとするASV技術の一層の普及加速等を実施したところ。中間年である平成26年には、同プランの見直しを行い、⑤運行の現場を含めた関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処を追加し、モード毎の特徴的な事故発生状況を踏まえ、現場関係者とも一丸となった事故抑止の取組の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、事故調査機能の強化等により、安全・安心の確保を図る。
- ・平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化、過労運転防止のための交替運転者の配置基準の設定等を実施し、平成25及び26年度においても街頭監査の実施や継続的に監視すべき事業者の把握などにより本プランの各措置の実効性の確保を図る。
- ・平成26年3月に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故を受けて策定した「運転者の体調急変に伴う事故防止対策」や「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、健康診断のフォローアップの徹底や運転者毎のきめ細やかな労務管理の徹底、点呼時・運行中の予兆把握と適切な対処等が着実に実施されるよう、現場を含めた関係者への浸透・徹底等を図る。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の指標（実績値）は、①については、24年度に比べ45人減少、②については、引き続き減少（24年度より5,697件減少）、③については、25年度は24年度に比べ増加したが、再び減少に転じている。

事業用自動車総合安全プラン2009に基づく取組の推進等により、事故件数は順調に減少し、同プランの中間年である平成25年時点での中間指標（事故件数：43,000件、死亡者数：380人、飲酒運転件数：0件）に達した一方、死亡者数は中間指標を達成できなかった。また、飲酒運転は着実に減少しているものの、平成26年時点においても119件発生している状況である。今後も各指標の更なる改善を図るために、モード毎の特徴的な事故発生状況を踏まえ、現場関係者とも一丸となった事故抑止の取組の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、各種情報を活用した事故防止対策の実施、監査・監視による悪質事業者の退出促進等の施策に

ついて、事業用自動車総合安全プラン2009を着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保を図る。

指標については中間指標を達成できなかった①についてはB、②、③については目標値に向けて減少しており、また、事業用自動車総合安全プラン2009の中間見直しを踏まえた施策の追加等により指標のさらなる改善が今後見込まれることからいずれもAと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・自動車運送事業に係る監査情報や事故情報など各種情報を活用した「事業用自動車総合安全情報システム」の開発
- ・次世代運行管理・支援システムのさらなる検討

(平成28年度以降)

- ・自動車運送事業に係る監査情報や事故情報など各種情報を活用した「事業用自動車総合安全情報システム」の開発・活用
- ・次世代運行管理・支援システムのさらなる検討・普及

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局安全政策課(課長 平井 隆志)

関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 嘉村 徹也)

道路局環境安全課(課長 菊地 春海)

自動車局保障制度参事官室(参事官 増田 直樹)

自動車局技術政策課(課長 島 雅之)

自動車局旅客課(課長 鶴田 浩久)

自動車局貨物課(課長 萩川 直也)

業績指標 78

商船の海難船舶隻数

評 価

A	目標値：447隻以下（平成27年） 実績値：379隻（平成25年） 394隻（平成26年） 初期値：497隻（平成18年～平成22年の平均）
---	---

（指標の定義）

我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

（目標設定の考え方・根拠）

第9次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに約1割削減する。）に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る年平均海難隻数（497隻）と比較して、平成27年までに1割削減（447隻以下）とする。

（外部要因）

海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成25年4月26日）

第2部5（2）ア

○船舶海難等の発生を未然に防止し、海運業における輸送の安全を確保するため、海運事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント制度を促進するとともに、従来からの監査業務や安全評価手法の開発等も併せて実施する。

○国際機関での協議を通じ、船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準の策定と不断の見直しを行うとともに、検査の確実な実施、外国船舶の監督（PSC）や、海上安全の啓発等に取り組む。

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）

第2章2．プログラム3．〔海上交通〕

○さらに、船舶運航事業者に対し、船員の労働条件の遵守状況や運航管理の状況についての確認・指導を行う運航労務監査や、安全管理体制の改善・向上を目的とする運輸安全マネジメント評価の実施等により、船舶航行の安全の確保を図る。

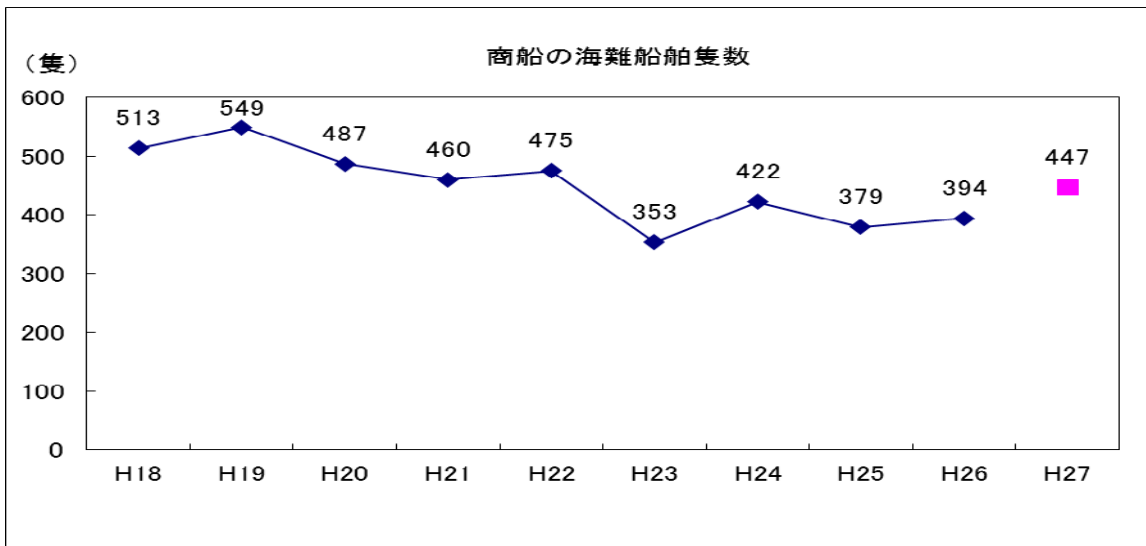
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値								(年)
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
513隻	549隻	487隻	460隻	475隻	353隻	422隻	379隻	394隻



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：597百万円（平成25年度）
 予算額：545百万円（平成26年度）

- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内設備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

- ・ 運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

該当なし

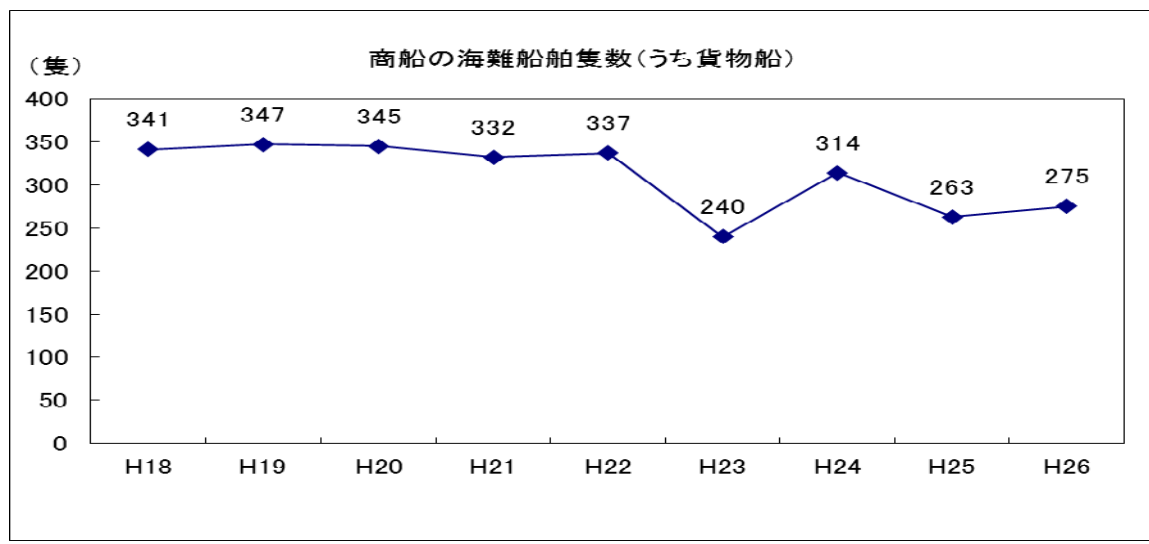
測定・評価結果

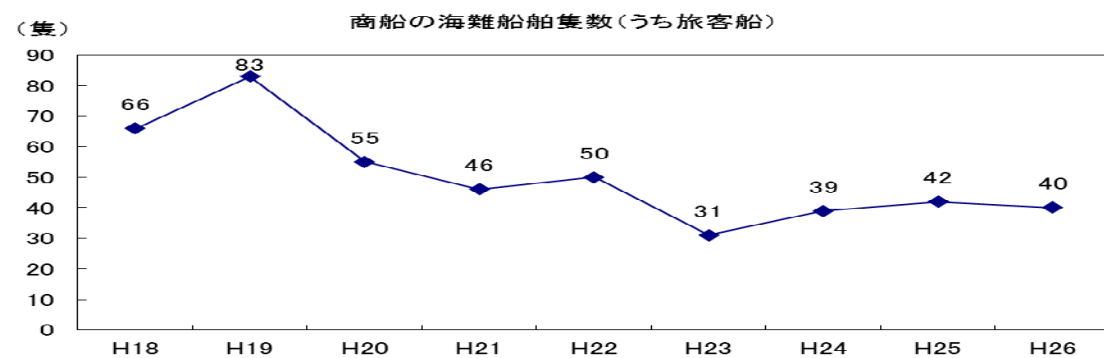
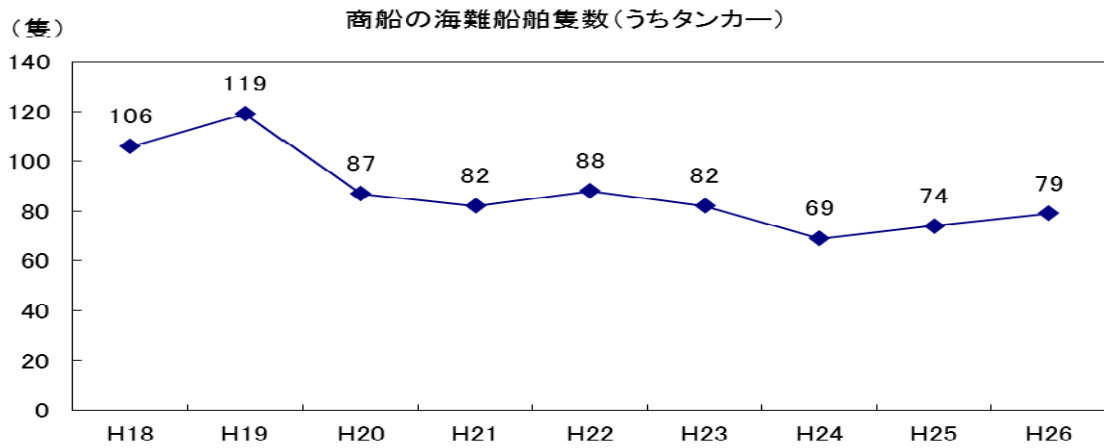
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年の実績値は379隻、平成26年の実績値は394隻であり、いずれも目標値（447隻以下）を達成しており、長期的にも減少傾向で推移していることから、目標年においても引き続き目標値を達成すると見込まれる。

指標の内訳を見ると、貨物船は平成25年263隻、平成26年275隻、タンカーは平成25年74隻、平成26年79隻、旅客船は平成25年42隻、平成26年40隻であった。海難船舶隻数は複雑な要因が関係する指標であるため年度毎の増減はあるが、それぞれの船舶種類別においても長期的に減少傾向で推移している。





(事務事業等の実施状況)

・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに、運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。

(運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 平成25年度：248事業者、平成26年度：262事業者)

・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。

(船舶の検査実施実績 平成25年度：9,667隻、平成26年度：8,900隻)

・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。

(欠陥是正指示実績 平成25年：15,881件、平成26年：17,839件)

・運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故の再発防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成25年5月より開始した。さらに、外国の事故調査機関が公表した報告書も検索できる「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」の運用を平成26年4月より開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成25年の実績値は379隻、平成26年の実績値は394隻であり、いずれも目標値(447隻以下)を達成しており、長期的にも減少傾向で推移しているため、目標年においても目標値を達成すると見込まれることから、Aとした。なお、平成27年においても、引き続き海難の減少に努める。

・周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。

・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者等に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局安全政策課(課長 金子 栄喜)

関係課：大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 嘉村 徹也)

運輸安全委員会事務局総務課(課長 野澤 和行)

業績指標 79

船員災害発生率（千人率）

評価

A	目標値：9.6‰（平成29年度） 実績値：10.3‰（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：11.0‰（平成20～24年度の平均）
---	---

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに作成している。平成25年度は、同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。

第10次基本計画期間（平成25年度から平成29年度まで）の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間（平成20年度から平成24年度まで）の5年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ13%減少させることとした。

目標設定の考え方は、

- ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。
- ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間（5年間）の平均値を比較することとした。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

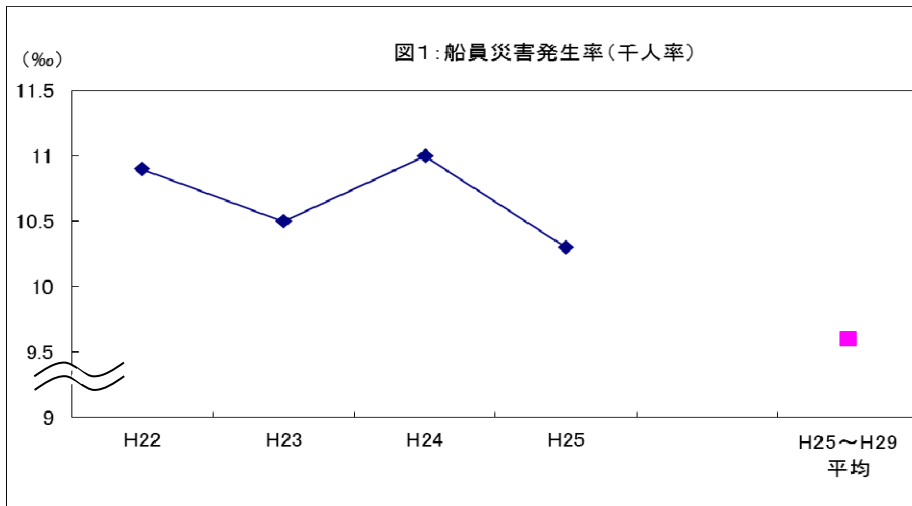
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第10次船員災害防止基本計画（計画期間：平成25年度から平成29年度までの5年間）
平成26年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進し、若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進する。

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

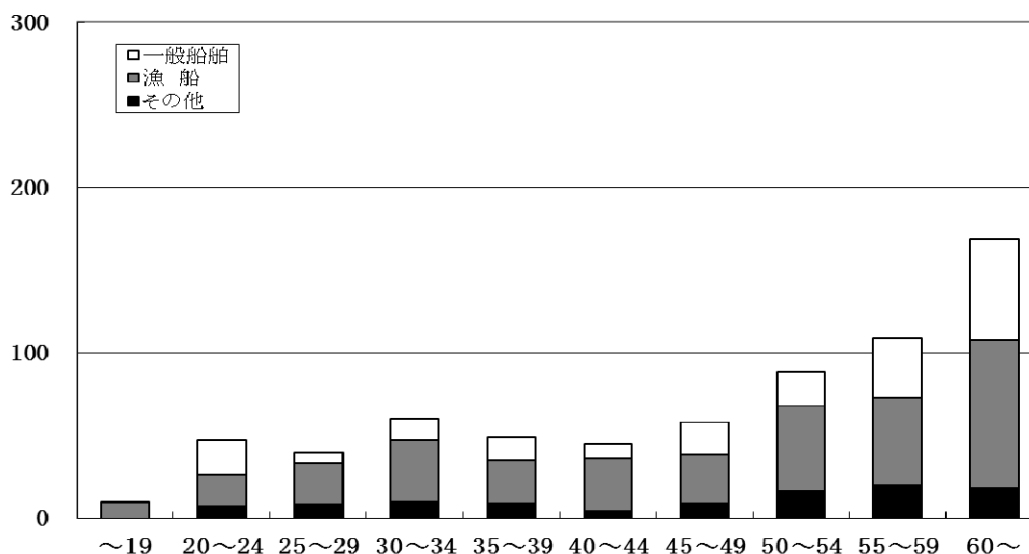
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度の実績値は集計中であるため、平成25年度の実績値について分析すると、平成25年度の実績値は10.3‰(676人)であり、前年度の11.0‰(732人)と比べて減少している。(図1)

・船員の高齢化が進展する中、高齢船員の占める割合は高く、平成25年度における50歳以上の船員の災害発生率は、全体の約54%(367人)を占めている(図2)。このことを踏まえ、高齢船員の死傷災害防止対策の推進を図った。

図2 業種別年齢階層別災害発生状況



(事務事業等の実施状況)

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止

対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 1,611隻

講習会等 63カ所 2,823人参加

・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。(開催回数24回)

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の実績値は集計中であるため、平成25年度の実績値について分析すると、平成25年度の実績値は前年度と比べて0.7ポイント進捗しており、過去の実績によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できることから、Aと評価した。

平成25年度からは第10次船員災害防止基本計画が始まっており、死傷災害発生率減少割合の鈍化等の第9次船員災害防止基本計画期間の問題等を踏まえ、引き続き取組みを行うこととする。

・今後は、第10次船員災害防止基本計画の目標の達成に向けて、同基本計画に基づき、①作業時を中心とした死傷災害防止対策、②海中転落・海難防止による死亡災害防止対策、③漁船における死傷災害対策、④年齢構成を踏まえた死傷災害防止対策を行う。

・その他、適切な保護具、作業用救命衣の着用を促すための取組の実施、安全に関する意識の啓発を目的として、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、特に船員災害防止のための顕著な取組を評価し表彰する船員安全取組大賞の選定、個々の船員の安全意識の高揚を図るため、船内向け自主改善活動(WIB)の普及促進、船員の家族も参加できる安全講習、船員労働安全衛生月間での家族目線でのスローガンの募集等を実施することにより、安全意識の高揚を図り、船員災害防止を目指すものとする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

船内における死傷災害の防止に向けた取組の一環として、個々の船員の安全意識の高揚を図ることを目的とした船内向け自主改善活動(WIB)の普及を図るため、WIB指導員養成のための講習会を新たに実施する等の措置を講じる。

(平成28年度以降)

検討中。

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局船員政策課(課長 高田 陽介)

業績指標 80

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

評 価

A	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成25年度） 0件（平成26年度） 初期値：0件（平成14年度）
---	---

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

(目標設定の考え方・根拠)

米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック及びテロを未然に防止するため、従来の空港警戒態勢の最高レベルを恒久化するなどの航空保安措置を講じており、我が国でハイジャック事件等は発生していない。

しかし、大西洋液体爆発物テロ未遂事件（平成18年8月）、米国航空機爆破未遂事件（平成21年12月）、イエメン発米国向け航空貨物爆破事件（平成22年10月）など国際的なテロ情勢は依然として厳しく、更にシリアにおける邦人殺害テロ事件（平成27年1月）により、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが求められている。

このため、航空局においては、ハイジャックテロ対策を徹底することにより、国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(外部要因)

治安情勢の変動

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

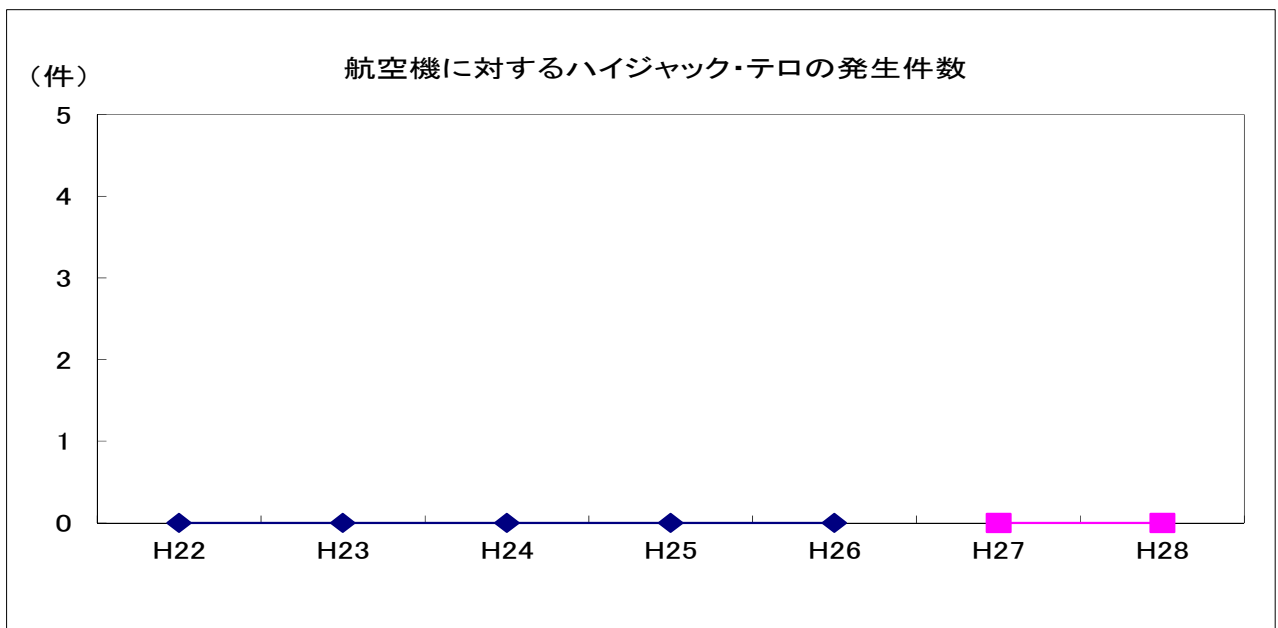
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(ハイジャック・テロ対策の推進)

- ・国際標準に基づき、航空保安に関する基準を策定。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの課程を一貫して保護する制度（KS/R A制度）の推進。
- ・航空旅客等保安検査、空港関係者等検査、貨物ターミナルビル監視、航空貨物爆発物検査等の保安措置について、必要な補助・負担の実施。
- ・航空会社等に対する航空保安に係る教育訓練の実施。
- ・先進技術の活用を踏まえた航空保安検査機器の性能向上に関する調査研究の実施。
- ・各空港における保安措置の実施状況等について監査を実施。
- ・保安検査について、全国一律の水準を確保するため、検査員及び検査機器の抜き打ち監査の実施。
- ・航空保安監査に係るデータ管理及び運用

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成14年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については達成している。

(事務事業等の実施状況)

- ・国際標準に基づき、航空保安対策に関する基準の策定等、ハイジャック・テロ対策を引き続き適切に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたものであり、今後も引き続きハイジャック・テロ対策を推進していくとともに、I C A O、関係各国などの取組に対する貢献等国際協力の推進、先進的な保安検査機器活用の検討や関係機関・事業者等に対する教育訓練・監査を通じて、それぞれの航空保安対策が適切に実施されるよう取り組んでいくこととし、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・主要空港に先進的な保安検査機器が運用開始されるよう、導入促進策等の保安対策の強化・高度化の推進。
- ・情報管理の徹底などが図れるよう教育訓練、監査の実施。

(平成28年度以降)

- ・主要空港においてセキュリティの高度化を図るため、先進的な保安検査機器の導入等を推進。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局 安全部 空港安全・保安対策課 （課長 酒井 洋一）

業績指標 8 1
国内航空における航空事故発生件数

評 価	
A	目標値：10.0件（平成25～29年の平均） 実績値：10.2件（平成21～25年の平均） 9.6件（平成22～26年の平均） 初期値：10.8件（平成20～24年の平均）

（指標の定義）
国内航空における大型航空機、小型航空機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）

（目標設定の考え方・根拠）
航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成25年～29年の5ヵ年平均値）を現況値（平成20年～24年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを目標とする。

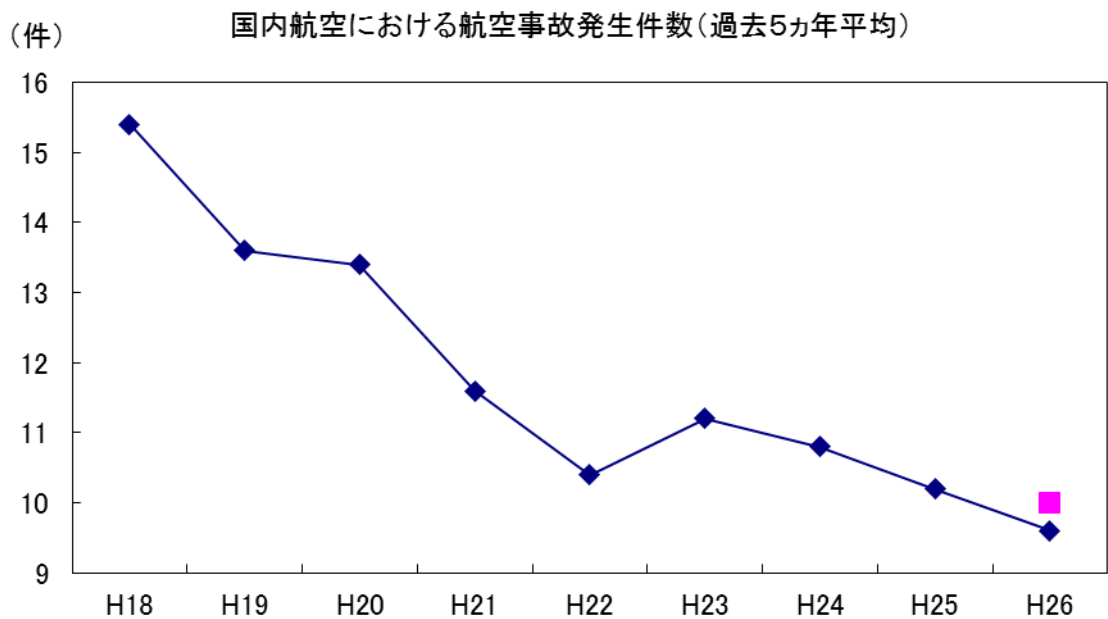
（外部要因）
気象条件

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	
10.4件※ (単年)8件	11.2件※ (単年)12件	10.8件※ (単年)12件	10.2件※ (単年)8件	9.6件※ (単年)8件	

(※注：過去5ヵ年平均値)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

① 航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。(平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。)

さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

予算額：航空安全対策の強化 107百万円(平成25年度)・210百万円(平成26年度)

運輸安全マネジメント制度の充実・強化 約0.4億円の内数(平成25・26年度)

②航空保安施設の整備

より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

予算額：空港整備事業費 約5億円(平成25年度)

③事故原因等の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、平成26年度までの5年間の平均で見た場合、目標値を下回っており、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議(航空安全情報分析委員会)を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- ・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成26年7月に公表を行った。
- ・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。(平成26年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：366件)
- ・事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を平成26年度は延べ21事業者に対して実施した。
- ・ヒューマンエラーの予防を目的とした、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備について、平成25年度は福岡空港において正式運用を開始し、平成26年度は新千歳空港において正式運用を開始するとともに大阪空港・那覇空港において評価運用を実施した。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少してきている。また、平成22～26年の実績値が9.6件となり、目標値である10.0件を下回り、目標値を達成した。引き続き、平成29年度の目標値の達成に向け、航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、国内航空における航空事故の発生を防止する。
- ・既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
- ・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局安全部運航安全課（課長 高野 滋）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 嘉村 徹也）

航空局安全部航空機安全課（課長 川勝 弘彦）

航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 遠藤 武）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 河原畑 徹）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 野澤 和行）

関連指標 6

公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)

実績値等

①	目標値： 約150人 (平成27年度)
	実績値： 90人 (平成25年度)
	130人 (平成26年度)
	初期値： — (平成23年度)
②	目標値：約150箇所 (平成27年度)
	実績値： 722箇所 (平成25年度)
	833箇所 (平成26年度)
	初期値： — (平成23年度)

(指標の定義)

- ①「公共交通事故被害者支援室」室員並びに本省及び地方局職員で「公共交通事故被害者支援員」に指名された職員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。
- ②「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年6月にとりまとめられた「公共交通による事故による被害者等への支援のあり方検討会」の結果を踏まえ、平成24年度から公共交通事故被害者等に対する支援を確保するための常設の窓口機能を果たす「公共交通事故被害者支援室」を設置したところ。

①国土交通省職員が公共交通事故被害者支援員として被害者等に対して情報提供や相談の受付等の業務を行うにあたって、被害者等に寄り添った支援を提供するために必要な知識や留意すべき事項等について平成24年度より毎年度教育訓練を行うこととしている(1回40名程度を想定)。当該研修を受講した公共交通事故被害者支援員の数によって、適切な対応ができる職員の充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

②国土交通省の「公共交通事故被害者支援室」が公共交通事故被害者等に対する「相談窓口」として機能するため、公共交通被害者等の要望や相談に対応し、当室の「総合窓口」から関係支援団体や心のケアの専門家、弁護士等へ繋げることができるよう、協力体制を構築することとしている。その連携先となる関係支援団体等の数によって、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

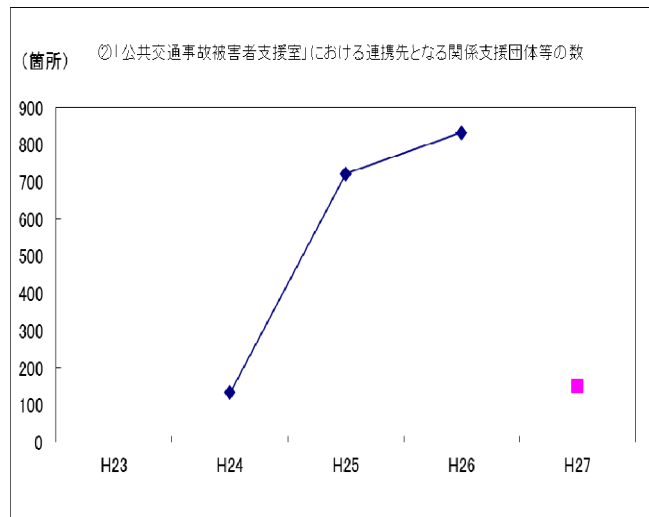
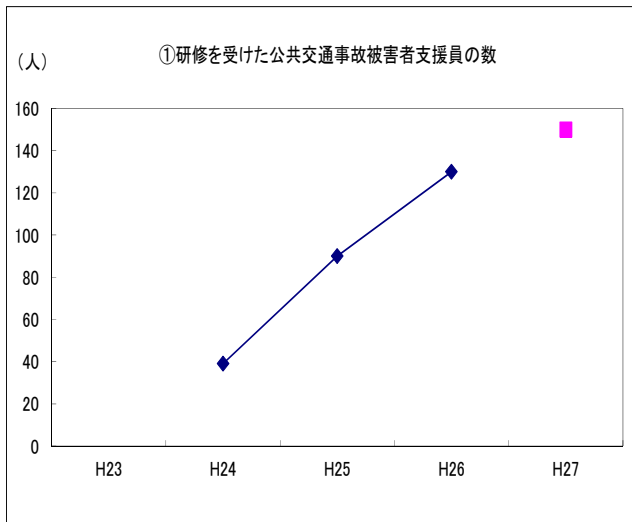
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 ①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 (年度)				
H22	H23	H24	H25	H26
—	—	39人	90人	130人
過去の実績値 ②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数 (年度)				
H22	H23	H24	H25	H26
—	—	134箇所	722箇所	833箇所



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策の実施

- ・国では、これまで事故などを経験している大手の航空事業者や鉄道事業者において先行的に被害者等支援計画の策定・公表を行うよう促してきたところ、JAL、ANA、JR各社、東京メトロ等において、被害者等支援計画を策定・公表した。今後は、こうした先行的な取組を全国の公共交通事業者に広げていくことが重要であるため、各地方運輸局の所在地において、関係事業者に対して被害者等支援計画の策定・公表を促すための説明会を実施した。
 - ・被害者等支援や関係者との連携の強化を図るため、必要なネットワークづくりを進める。
- 予算額：3,652千円（平成25年度） 3,648千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

- ①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数
- ・目標値は平成27年度に150人であるところ、平成26年度末は延べ130人である。
- ②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数
- ・目標値は平成27年度に150箇所であるところ、最新の実績値（平成26年度）は833箇所である。

（事務事業等の実施状況）

公共交通における事故被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を開設した。事故被害者等への支援業務を行うに際しては、人的・組織的基盤が重要であるため、平成24年度より、実際に支援業務にあたる職員を対象に教育訓練を実施している。また、被害者等への支援は広範かつ多岐にわたる内容を有していることから、関係支援団体との有機的な連携を構築するため、着実に取り組んでいくこととしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 松本 勝利）

関連指標 7

鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率

実績値等

目標値：100%（平成28年6月末）
 実績値：89%（平成25年度）
 94%（平成26年度）
 初期値：82%（平成23年度）

(指標の定義)

対象曲線部等（※）における速度制限機能付きATS等の整備率

※脱線のおそれのある曲線部等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区又は運転速度が100km/hを超える車両が走行する線区の施設

(目標設定の考え方・根拠)

JR西日本福知山線列車脱線事故（平成17年4月25日）を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄軌道事業者（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載有り」

【その他】

なし

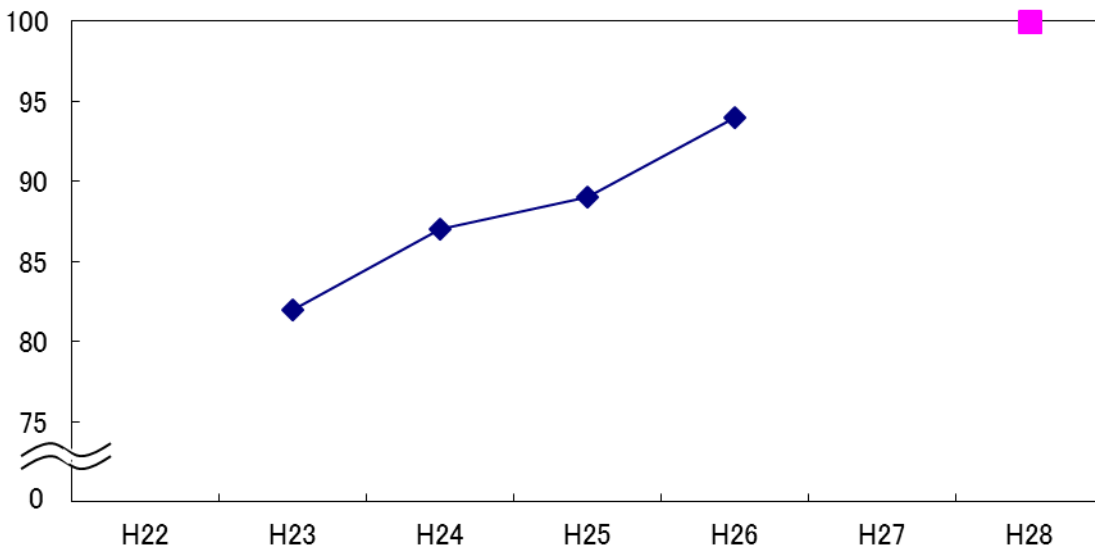
過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
—	82%	87%	89%	94%

(%)

曲線部等における速度制限機能付きATSの整備率



事務事業等の概要**主な事務事業等の概要**

○鉄軌道における曲線部等への速度制限機能付きA T S等の整備 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等**

(目標の達成状況)

平成26年度の実績値は現在集計中である。整備は着実に進んでいると推定されることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分岐器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所へのA T S等の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田 義明)

関係課：鉄道局施設課 (課長 江口 秀二)

関連指標 8

鉄道の対象車両における安全装置の整備率

- ① 運転士異常時列車停止装置
- ② 運転状況記録装置

実績値等

目標値：① 100% ② 100% (平成28年6月末)
実績値：① 98% ② 94% (平成25年度)
① 99% ② 97% (平成26年度)
初期値：① 94% ② 85% (平成23年度)

(指標の定義)

①対象車両(※)における運転士異常時列車停止装置の整備率

②対象車両(※)における運転状況記録装置の整備率

※ 同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両

(目標設定の考え方・根拠)

JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載有り」

【その他】

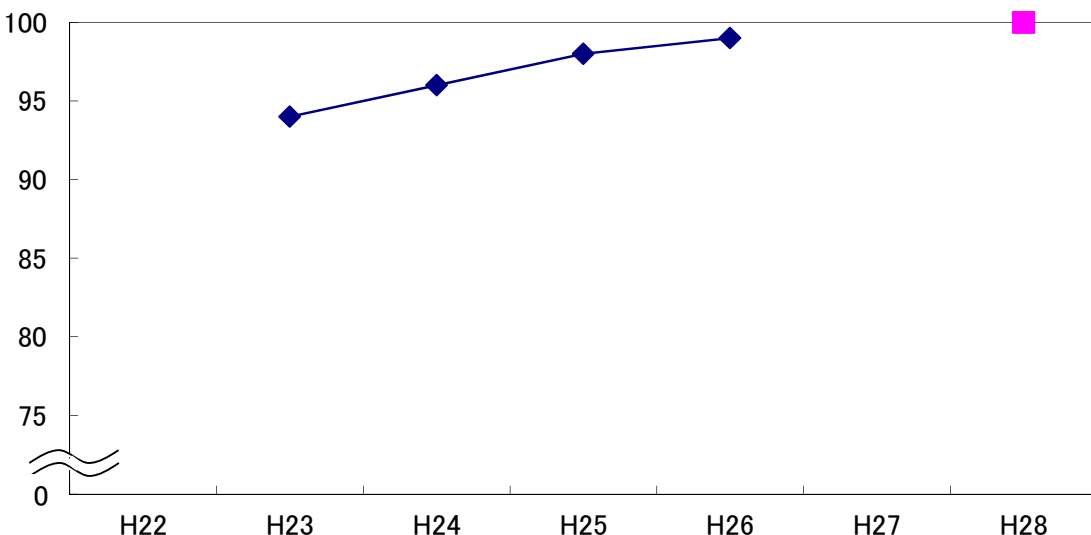
なし

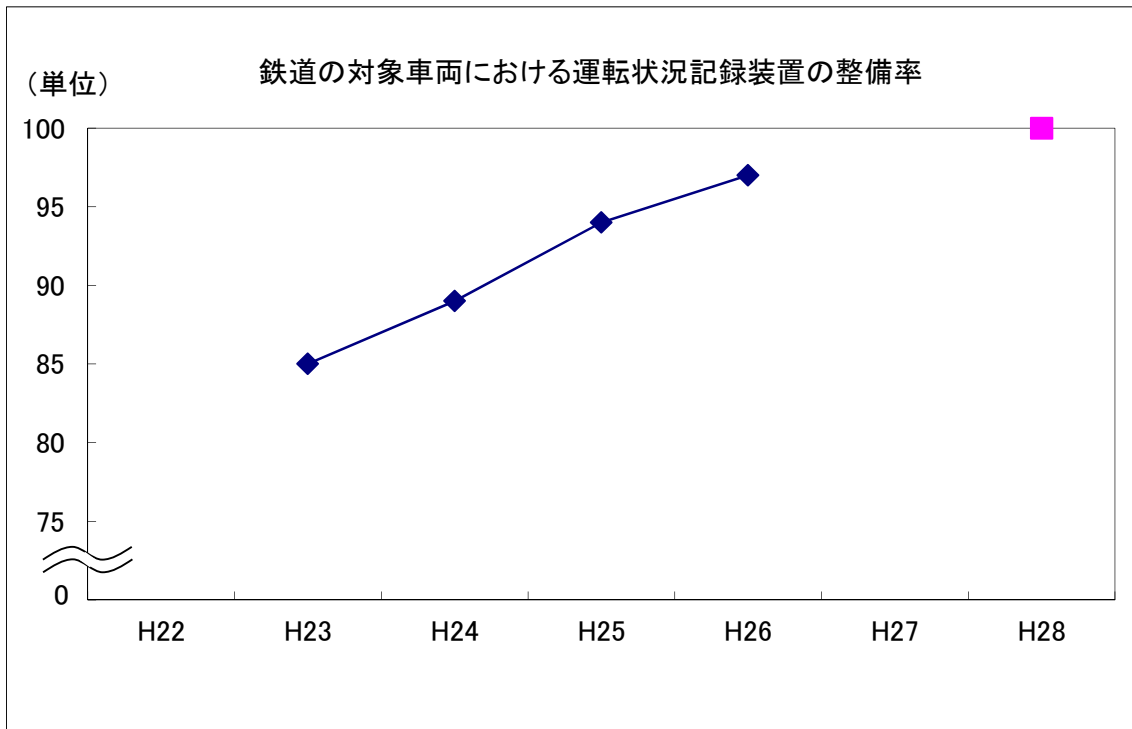
過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
	① 94% ② 85%	① 96% ② 89%	① 98% ② 94%	① 99% ② 97%

(%) 鉄道の対象車両における運転士異常時列車停止装置の整備率





事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○鉄道における運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成26年度の実績値は運転士異常時列車停止装置は99%、運転状況記録装置は97%であり、着実に整備が進んでいることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両への運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田 義明)

関係課： 鉄道局技術企画課 (課長 中山 康二)